

# 第7章

---

## 計画の推進

- 1 計画推進のための各主体の役割
- 2 計画の推進体制



## 第7章 計画の推進

こどもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感の増大とともに、そのニーズの多様化がみられます。そのため、次代の社会を担うこどもたちが健やかに生まれ、育成されるためには、行政による各種施策はもとより、家庭、職場、地域などの各主体がそれぞれの立場でその責任と役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

第5章において、県が今後取り組んでいく具体的な施策を提示しましたが、本章では、これらの取り組みを進めていく上において、県の役割や企業、地域活動団体等に期待する役割と、計画を推進していくための体制を示します。

### 1 計画推進のための各主体の役割

#### (1) 県の役割

- こども・子育て施策に関する県民の当事者意識を広く喚起し、各種取組への自発的・積極的な参加を促すため、あらゆる機会を通じて、計画に掲げた施策の周知等に努めます。
- 関係各課で構成した庁内組織により、全庁的に取り組んでいくとともに、取組に当たっては、市町や地域活動団体等と緊密な連携を図ります。
- 計画の進捗状況について、毎年度、点検評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改正等に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。
- こども・若者から意見を聴取しながら、こども計画を推進します。
- 国に対して、子どもを生き育てることについての経済的支援や子育て支援サービスの充実などについて、必要な働きかけを行います。

#### (2) 市町に期待する役割

- こども・子育て施策を推進するためには、住民にとって一番身近な自治体である市町の果たす役割が極めて重要です。このため、地域の実情やニーズに即した実効性ある施策をきめ細かく展開していただくようお願いします。
- 県計画について、住民等へ積極的に周知していただくとともに、その着実な推進に理解と協力をお願いします。
- こども基本法について、市町は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町こども計画を作成するよう努力義務が課せられていることから、市町に対し、こども施策に関する計画の策定を働きかけるとともに必要な支援を行います。

#### (3) 家庭に期待する役割

- 家庭は、子育ての第一義的責任を負っています。こどもが、日常生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけるとともに、個性や能力を伸ばしていくような関わりやふれあいをお願いします。
- 家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を

分担し、支え合っていくことが重要です。夫婦が相互に協力しながら共に、家事・育児を主体的に担っていただくことを望みます。

- 子育てと仕事の両立を実現していくために、自らの働き方を見直すとともに、育児休業などの各種支援制度を積極的に取得・利用していただくようお願いします。こうした一人ひとりの行動が、企業風土や社会の流れを変えていく第一歩となります。
- 子育てに関する不安や悩み、更には具体的な支援要望などがありましたら、遠慮なく行政機関や地域活動団体等へ相談していただくようお願いします。

#### **(4) 企業（事業所）に期待する役割**

- 子育てと仕事の両立を図る上で、企業の果たす役割は極めて重要です。子育て家庭で男女が協力して家事や育児に参加できるよう、労働時間の短縮、育児休業、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。
- 地域における子育て支援活動への労働者の参加を支援するなど、こどもや子育てに関する社会貢献活動を積極的に展開していただくとともに、官民連携事業への理解と協力をいただきますようお願いします。
- 次世代法に基づく「一般事業主行動計画」（常時 101 人以上の労働者を雇用する事業主は義務付け、100 人以下は努力義務）を策定し、その着実な推進を図っていただくようお願いします。

#### **(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割**

- こどもは社会の宝であるという考え方に立って、こどもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していただくようお願いします。
- それぞれの地域において、子育て家庭や学校・関係団体などが連携し、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等を通じて、こどもや大人が交流し合う心豊かなコミュニティづくりを進めていただくようお願いします。
- こどもの健全育成や交通事故防止の取組み、さらにはこどもを犯罪から守るための取組み等を、地域全体で積極的に進めていただくようお願いします。

## **2 計画の推進体制**

### **(1) 愛媛県子ども・子育て会議**

愛媛県子ども・子育て会議条例に基づき、保護者や子育て支援者、事業主・労働者の代表者、学識経験者で構成する「愛媛県子ども・子育て会議」を設置しています。

当会議において、計画の総合的な進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等について審議を行います。審議内容や会議資料は愛媛県のホームページをご覧ください。

### **(2) こどもまんなか懇談会・こどもの権利擁護の環境整備**

本計画のこども施策をこどもとともに進めるため、こどもの意見を聴く「こども



